

別記様式第16号（第16条、第17条関係）

対象業者処分票

被 処 分 者	認定証番号	福井県公安委員会 第126号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	スピード運転代行
	主たる営業所が所在する市町	福井県鯖江市
処分年月日		平成29年7月5日
処分内容		平成29年7月23日から同年8月3日までの12日間の営業停止命令
処分理由		被処分者は、過去2年以内に認定事項変更届出義務違反で指示処分を受け、その後、同違反で指示処分を受け、これにより違反累積点数が4点となり、営業停止命令を行うに至ったもの。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
処分を行った公安委員会		福井県公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。